

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

高砂香

連 結 財 務 諸 表

(昭和59年6月29日提出の証券取引法
第24条第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和57年4月1日
至 昭和58年3月31日
自 昭和58年4月1日
至 昭和59年3月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和59年7月30日提出

会 社 名 高 砂 香 料 会 社

英 訳 名 TAKASAGO ION

代表者の役職氏名 取締役社長 中 西 健

本店の所在の場所 東京都港区高輪3丁目19番22号

電話番号 東京(03)442-1211

連絡者 常務取締役 湧 口 規 好

もよりの連絡場所 同 上

電話番号 同 上

連絡者 同 上

連 結 財 務 諸 表 に つ い て

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、昭和59年3月期(昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの連結会計年度)の連結財務諸表について、監査法人朝日会計社の監査を受け、次のとおり監査報告書を受領している。

監 査 報 告 書

高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社

取締役社長 中 西 健 次 殿

昭 和 59 年 7 月 26 日

監 査 法 人 朝 日 会 計 社

代 表 社 員 公 認 会 計 士

尾 俣 修 治 

関 与 社 員 公 認 会 計 士

松 本 傳 

関 与 社 員 公 認 会 計 士

新 沢 史 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている高砂香料工業株式会社の昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」の定めるところに準拠しているものと認めた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が高砂香料工業株式会社及び連結子会社の昭和59年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

主 たる 事 務 所

監査法人 朝 日 会 計 社

東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

富士ビルディング

関与社員が主として執務した事務所

同 上

1. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結会計年度 科 目	昭和58年3月期 (昭和58年3月31日現在)		昭和59年3月期 (昭和59年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
I 流動資産				
1. 現金及び預金	7,927		7,685	
2. 受取手形及び売掛金 ※1	7,635		8,168	
3. 非連結子会社及び 関連会社受取手形及び売掛金	809		1,026	
4. 有価証券	135		419	
5. 棚卸資産	10,775		10,013	
6. 前渡金	95		140	
7. 短期貸付金	925		356	
8. その他	141		331	
流動資産計	28,442		28,138	
貸倒引当金	△ 146		△ 128	
流動資産合計	28,296	72.0	28,010	67.7
II 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 建物及び構築物 ※2	4,637		5,456	
減価償却累計額	2,427	2,210	2,626	2,830
2. 機械装置 ※2	10,208		11,348	
減価償却累計額	8,277	1,931	8,547	2,801
3. 運搬具	69		78	
減価償却累計額	54	15	61	17
4. 工具器具備品	882		1,196	
減価償却累計額	628	254	745	451
5. 土地 ※2		1,410		1,689
6. 建設仮勘定		688		216
有形固定資産合計		6,508		8,004
(2) 無形固定資産		39		41
(3) 投資その他の資産				
1. 投資有価証券		1,618		1,616
2. 非連結子会社及び 関連会社株式		326		1,203
3. 非連結子会社出資金		661		552
4. 長期貸付金 ※3		727		716
5. 非連結子会社 長期貸付金		69		47
6. 長期前払費用		1		1
7. その他		1,008		1,109
投資その他の資産計		4,410		5,244
貸倒引当金		△ 8		△ 7
投資その他の資産合計		4,402		5,237
固定資産合計		10,949		13,282
III 為替換算調整勘定		37		79
資産合計		39,282		41,371
		100		100

(単位:百万円)

連結会計年度 科 目	昭和58年3月期 (昭和58年3月31日現在)		昭和59年3月期 (昭和59年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
I 流動負債				
1. 支払手形及び買掛金	6,135		6,294	
2. 非連結会社支払手形金	2,000		2,029	
3. 短期借入金	11,455		11,155	
4. 一年内返済予定金	688		549	
5. 長期借入金	448		377	
6. 未払金	116		214	
7. 未払事業税等	-		74	
8. 未払法人税等	-		147	
9. 未払費用	1,055		1,231	
10. 事業税引当金	193		-	
11. 法人税等引当金	669		-	
12. その他	443		352	
流動負債合計	23,202	59.1	22,422	54.2
II 固定負債				
1. 転換社債※3	968		353	
2. 新株引受権付社債※3	-		2,282	
3. 長期借入金	1,885		1,470	
4. 退職給与引当金	1,320		1,423	
5. その他	142		168	
固定負債合計	4,315	11.0	5,696	13.8
III 少数株主持分	17	0	20	0
負債合計	27,534	70.1	28,138	68.0
(資本の部)				
I 資本金	3,544	9.0	3,655	8.8
II 資本準備金	2,269	5.8	2,774	6.7
III 利益準備金	574	1.5	627	1.5
IV その他の剰余金	5,362	13.6	6,178	15.0
	11,749		13,234	
V 自己株式	△ 1	0	△ 1	0
資本合計	11,748	29.9	13,233	32.0
負債及び資本合計	39,282	100	41,371	100

2. 連結損益及び剰余金結合計算書

(単位: 百万円)

連結会計年度 科 目	昭和58年3月期 (昭和57年4月1日から 昭和58年3月31日まで)			昭和59年3月期 (昭和58年4月1日から 昭和59年3月31日まで)		
	金 額		比 率	金 額		比 率
I 売 上 高		45,971	100%		47,546	100%
II 売 上 原 価 ※1.3		34,603	75.3		35,957	75.6
売 上 総 利 益		11,368	24.7		11,589	24.4
III 販売費及び一般管理費 ※2.3		8,822	19.2		9,231	19.4
営 業 利 益		2,546	5.5		2,358	5.0
IV 営 業 外 収 益						
1. 受 取 利 息	411			481		
2. 受 取 配 当 金	85			73		
3. 為 替 差 益	44			-		
4. そ の 他 ※3	124	664	1.5	189	743	1.5
V 営 業 外 費 用						
1. 支 払 利 息 割 引 料	1,278			1,147		
2. 社 債 利 息	52			128		
3. 社 債 発 行 費	-			62		
4. 為 替 差 損	-			32		
5. そ の 他 ※3	92	1,422	3.1	143	1,512	3.2
経 常 利 益		1,788	3.9		1,589	3.3
VI 特 別 利 益						
1. 投資有価証券売却益	-			163		
2. 貸倒引当金戻入益	-	-		19	182	0.4
VII 特 別 損 失						
1. 固定資産処分損	54			158		
2. 関連会社株式評価損	8			-		
3. 非連結子会社整理損失	32			-		
4. 非連結子会社出資金評価損	-			123		
5. 役員退職金	-	94	0.2	163	444	0.9
税金等調整前当期純利益		1,694	3.7		1,327	2.8
VIII 特定引当金戻入額 ※4						
価格変動準備金戻入額	127			-		
海外投資等損失準備金戻入額	78			-		
特別償却準備金戻入額	9	214	0.5	-	-	
税金等調整前当期利益		1,908	4.2			
法人税及び住民税		-			751	1.6
法人税及び住民税引当額		1,096	2.4		-	
少数株主損益		15	0	△	1	0
持分法による投資損益		-			183	0.4
為 替 換 算 調 整		3	0		19	0
当 期 純 利 益					777	1.6
当 期 利 益		830	1.8			

(単位：百万円)

連結会計年度 科 目	昭和 58 年 3 月 期 (昭和 57 年 4 月 1 日 から 昭和 58 年 3 月 31 日 まで)			昭和 59 年 3 月 期 (昭和 58 年 4 月 1 日 から 昭和 59 年 3 月 31 日 まで)		
	金 額		比 率	金 額		比 率
Ⅸ その他の剰余金期首残高		5,155	%		5,362	%
X その他の剰余金増加高 持分法新規適用に伴う増加高		—			624	
XI その他の剰余金減少高						
利益準備金繰入額	53			54		
配 当 金	529			536		
役 員 賞 与 (うち 監 査 役 分)	37 (2)	619		37 (2)	627	
XII 為 替 換 算 調 整		△ 4			42	
XIII その他の剰余金期末残高		5,362			6,178	

3. 連結会計方針に関する事項

昭和58年3月期	昭和59年3月期
1. 連結の範囲に関する事項 子会社のうち、Takasago U.S.A.Inc. 1社が連結の範囲に含まれており、その他の子会社、高砂スパイス㈱ Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.他8社は総資産及び売上高等の観点からみて小規模であり、これらを連結の範囲から除外しても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を誤らせないと認められたので連結の範囲から除外した。 なお、非連結子会社10社合計の総資産及び売上高はいずれも連結総資産及び連結売上高の7.6%以下である。(会社間の債権、債務、未実現損益及び売上高控除前の金額によって算定してある。)	1. 連結の範囲に関する事項 子会社のうち、Takasago U.S.A.Inc. 及び当期中に新規設立したTakasago Corporation U.S.A.の2社を連結の範囲に含めている。 非連結子会社のうち、ブラジル国内にある子会社 Takasago Do Brasil Industria Comercio 他1社はブラジル国内のインフレーションの影響が大きく連結の範囲に含める事により利害関係人の判断を誤らせるおそれがあるため連結財務諸表規則第5条1項四号に該当すると判断し連結の範囲から除外した。また、高砂スパイス㈱、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.他7社は総資産、売上高及び利益の観点からみて小規模であり、これらを連結の範囲から除外しても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を誤らせないと認められたので連結の範囲から除外した。ただし、「2.持分法の適用に関する事項」に記載のとおり、当該非連結子会社9社については持分法を適用している。 なお、上記非連結子会社9社合計の総資産、売上高及び利益(持分見合)はいずれも連結会社の総資産、売上高及び利益(持分見合)の8.2%以下である。(会社間の債権、債務、未実現損益及び売上高控除前の金額によって算定してある。)
2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則2により、非連結子会社高砂スパイス㈱他9社及び関連会社亜南香料産業㈱他7社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。	2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(昭和56年4月22日大蔵省令第21号)に基づき、当期から非連結子会社高砂スパイス㈱、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.他7社及び関連会社亜南香料産業㈱、南海果工㈱他6社に対する投資について持分法を適用することとした。 なお、「1.連結の範囲に関する事項」と同様の理由によりブラジル国内にある非連結子会社2社については、持分法を適用していない。
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法(ただし、取引所の相場のある有価証券は低価法)によっている。 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 先入先出法による低価法によっている。	3. 会計処理基準に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 同 左

昭和58年3月期	昭和59年3月期
(3) 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 建物、構築物、機械装置のうち一部については、当該設備の有効耐用年数による償却基準を策定して定率法により減価償却を行っている。その他の有形固定資産については法人税法に規定する減価償却の基準と同一の基準を採用し、定率法によっている。ただし、連結子会社については定額法が採用されている。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 法人税法に規定する減価償却の基準と同一の基準を採用し定額法によっている。 (4) 繰延資産の処理方法 支出時に全額費用として処理している。 (5) 引当金の計上基準 イ 貸倒引当金 売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるために設定したもので、この計上額は税法限度額（法定繰入率）を基準とし、会社間の債権債務消去額を調整した金額をもって計上している。 ロ 事業税引当金 事業税及び事業所税の支払に備えて計上したもので、この計上額は地方税法の規定に基づく所要税額である。 ハ 法人税等引当金 法人税及び住民税の支払に備えて計上したものでこの計上額は法人税法及び地方税法の規定に基づく所要税額である。 ニ 退職給与引当金 従業員の退職時に支給される退職金の支払に備えて設定したもので、法人税法の規定による累積限度額（自己都合退職による退職金期末要支給額の40%）を計上している。 なお、税法の改正に基づき昭和56年3月期において、退職給与引当金の残高基準を要支給額の$\frac{50}{100}$から$\frac{40}{100}$に変更している。この変更にあたっては税法の経過措置の適用を受けており、退職給与引当金の前期末残高は自己都合退職による期末要支給額に対し42%であったが、当期末残高は要支給額の40%となった。これによる当期繰入額は、本来費用に計上すべき金額に比して66百万円減少した結果となっている。	(3) 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 同 左 (4) 繰延資産の処理方法 同 左 (5) 引当金の計上基準 イ 貸倒引当金 同 左 ロ 退職給与引当金 従業員の退職時に支給される退職金の支払に備えて設定したもので、法人税法の規定による累積限度額（自己都合退職による退職金期末要支給額の40%）を計上している。

昭和 58 年 3 月 期	昭和 59 年 3 月 期
(6) 適格退職年金制度に関する事項 (イ) 当社は第47期より、従来の退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 (ロ) 退職年金制度移行に伴う退職給与引当金超過額は移行年度において、一括取崩しを行った。 (ハ) 昭和57年9月30日現在の過去勤務費用（後発過去勤務費用を含む）の現在額は1,897百万円でありこの償却のための掛金期間は15年である。 4. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 親会社投資勘定と連結子会社資本勘定の相殺消去は取得日を基準としてなされている。なお、追加投資に伴い発生した投資消去差額は金額が僅少のため一括償却している。 5. 未実現損益の消去に関する事項 連結会社間の資産の売買に伴う未実現損益はすべて全額消去（持分比率負担方式）している。 6. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社の財務諸表項目の換算は、「外貨建取引等会計処理基準」三 在外子会社等の財務諸表項目に示す換算方法によっている。 7. 利益処分項目の取扱いに関する事項 連結損益及び剰余金結合計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されている。 8. 法人税等の期間配分に関する事項 税効果会計（法人税の期間配分の処理）は適用していない。	(6) 適格退職年金制度に関する事項 (イ) 当社は第47期より、従来の退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 (ロ) 退職年金制度移行に伴う退職給与引当金超過額は移行年度において、一括取崩しを行った。 (ハ) 昭和58年9月30日現在の過去勤務費用（後発過去勤務費用を含む）の現在額は1,640百万円でありこの償却のための掛金期間は15年である。 4. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左 5. 未実現損益の消去に関する事項 同 左 6. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社及び在外持分法適用会社の財務諸表項目の換算は、「外貨建取引等会計処理基準」三 在外子会社等の財務諸表項目に示す換算方法によっている。 7. 利益処分項目の取扱いに関する事項 同 左 8. 法人税等の期間配分に関する事項 同 左

4. 表示方法の変更

昭和 59 年 3 月 期

前期まで「法人税等引当金」として表示していた法人税及び住民税の未納付額並びに「事業税引当金」として表示していた事業税及び事業所税の未納付額に係る科目については、当期から日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」により、次のとおり表示することに変更した。なお、この変更に伴い、損益計算書における科目表示も変更している。

〔貸借対照表関係〕

(変更前)

事業税引当金

法人税等引当金

(変更後)

未払事業税等

未払法人税等

〔損益計算書関係〕

(変更前)

法人税及び住民税
引当額

(変更後)

法人税及び住民税

5. 注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

昭和 58 年 3 月 期	昭和 59 年 3 月 期																																																												
※ 1. このほか受取手形割引高は次のとおりである。 5,330 百万円 うち輸出手形割引高 (330 百万円) ※ 2. 有形固定資産については、取得価額から圧縮記帳額が、下記のとおり控除されている。 <table> <tr> <td>建 物 及 び 構 築 物</td><td>248 百万円</td></tr> <tr> <td>機 械 装 置</td><td>142</td></tr> <tr> <td>土 地</td><td>77</td></tr> <tr> <td>計</td><td>467 百万円</td></tr> </table> ※ 3. このうち外貨建長期金銭債権債務は次のとおりである。 長 期 貸 付 金 通貨の種類 <table> <tr> <td>U S \$</td><td>168,000.00</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>35 百万円</td></tr> <tr> <td>決算時の為替相場による円換算額</td><td>40 百万円</td></tr> <tr> <td>差 額</td><td>5 百万円</td></tr> </table> 転 換 社 債 通貨の種類 <table> <tr> <td>S. Fr</td><td>9,050,000.00</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>968 百万円</td></tr> <tr> <td>決算時の為替相場による円換算額</td><td>1,042 百万円</td></tr> <tr> <td>差 額</td><td>74 百万円</td></tr> </table> ○ 債務保証額について 金融機関からの借入につき、下記のとおり債務保証を行っている。 <table> <tr> <td>非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)</td><td>1,125 百万円 (5 社)</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>35</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,160 百万円</td></tr> </table>	建 物 及 び 構 築 物	248 百万円	機 械 装 置	142	土 地	77	計	467 百万円	U S \$	168,000.00	貸借対照表計上額	35 百万円	決算時の為替相場による円換算額	40 百万円	差 額	5 百万円	S. Fr	9,050,000.00	貸借対照表計上額	968 百万円	決算時の為替相場による円換算額	1,042 百万円	差 額	74 百万円	非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)	1,125 百万円 (5 社)	そ の 他	35	計	1,160 百万円	※ 1. このほか受取手形割引高は次のとおりである。 5,203 百万円 うち輸出手形割引高 (203 百万円) ※ 3. このうち外貨建長期金銭債権債務は次のとおりである。 長 期 貸 付 金 通貨の種類 <table> <tr> <td>U S \$</td><td>168,000.00</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>35 百万円</td></tr> <tr> <td>決算時の為替相場による円換算額</td><td>37 百万円</td></tr> <tr> <td>差 額</td><td>2 百万円</td></tr> </table> 転 換 社 債 通貨の種類 <table> <tr> <td>S. Fr</td><td>3,300,000.00</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>353 百万円</td></tr> <tr> <td>決算時の為替相場による円換算額</td><td>345 百万円</td></tr> <tr> <td>差 額</td><td>8 百万円</td></tr> </table> 新株引受権付社債 通貨の種類 <table> <tr> <td>S. Fr</td><td>20,000,000.00</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>2,282 百万円</td></tr> <tr> <td>決算時の為替相場による円換算額</td><td>2,088 百万円</td></tr> <tr> <td>差 額</td><td>194 百万円</td></tr> </table> ○ 債務保証額について 金融機関からの借入につき、下記のとおり債務保証を行っている。 <table> <tr> <td>非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)</td><td>1,238 百万円 (5 社)</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>31</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,269 百万円</td></tr> </table>	U S \$	168,000.00	貸借対照表計上額	35 百万円	決算時の為替相場による円換算額	37 百万円	差 額	2 百万円	S. Fr	3,300,000.00	貸借対照表計上額	353 百万円	決算時の為替相場による円換算額	345 百万円	差 額	8 百万円	S. Fr	20,000,000.00	貸借対照表計上額	2,282 百万円	決算時の為替相場による円換算額	2,088 百万円	差 額	194 百万円	非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)	1,238 百万円 (5 社)	そ の 他	31	計	1,269 百万円
建 物 及 び 構 築 物	248 百万円																																																												
機 械 装 置	142																																																												
土 地	77																																																												
計	467 百万円																																																												
U S \$	168,000.00																																																												
貸借対照表計上額	35 百万円																																																												
決算時の為替相場による円換算額	40 百万円																																																												
差 額	5 百万円																																																												
S. Fr	9,050,000.00																																																												
貸借対照表計上額	968 百万円																																																												
決算時の為替相場による円換算額	1,042 百万円																																																												
差 額	74 百万円																																																												
非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)	1,125 百万円 (5 社)																																																												
そ の 他	35																																																												
計	1,160 百万円																																																												
U S \$	168,000.00																																																												
貸借対照表計上額	35 百万円																																																												
決算時の為替相場による円換算額	37 百万円																																																												
差 額	2 百万円																																																												
S. Fr	3,300,000.00																																																												
貸借対照表計上額	353 百万円																																																												
決算時の為替相場による円換算額	345 百万円																																																												
差 額	8 百万円																																																												
S. Fr	20,000,000.00																																																												
貸借対照表計上額	2,282 百万円																																																												
決算時の為替相場による円換算額	2,088 百万円																																																												
差 額	194 百万円																																																												
非連結子会社及び関連会社 (南 海 果 工 機 他)	1,238 百万円 (5 社)																																																												
そ の 他	31																																																												
計	1,269 百万円																																																												

(連結損益及び剰余金結合計算書関係)

昭和 58 年 3 月 期			昭和 59 年 3 月 期		
※ 1. 売上原価のうちに低価法による評価損が次のとおり含まれている。			※ 1. 売上原価のうちに低価法による評価損が次のとおり含まれている。		
原 料 ・ 半 製 品	200 百万円		原 料 ・ 半 製 品	171 百万円	
製 品 ・ 商 品	211		製 品 ・ 商 品	170	
計	411 百万円		計	341 百万円	
※ 2. 販売費及び一般管理費の割合及びそのうちの主なものは次のとおりである。			※ 2. 販売費及び一般管理費の割合及びそのうちの主なものは次のとおりである。		
販 売 費	47 %		販 売 費	47 %	
一 般 管 理 費	53 %		一 般 管 理 費	53 %	
給 料 手 当	2,941 百万円		給 料 手 当	3,209 百万円	
※ 3. 引当金繰入額及び減価償却費の処理は次のとおりである。			※ 3. 引当金繰入額及び減価償却費の処理は次のとおりである。		
	売上原価	販売費及び 一般管理費	営業外損益		
	百万円	百万円	百万円		
貸倒引当金戻入	-	-	4	退職給与引当金 繰入	96
事業税引当金繰入	-	306	-	減 価 償 却 費	761
退職給与引当金 繰入	70	120	-		189
減 価 償 却 費	644	141	1		36
※ 4. 前期末の貸借対照表の負債の部に計上していた特定引当金は、当期末において商法第 287 条ノ 2 の改正にともない全額取崩しを行った。なお、当該取崩額のうち、海外投資等損失準備金 75 百万円、特別償却準備金 6 百万円は、租税特別措置法の規定に基づき、昭和 58 年 3 月期にかかわる利益金処分によりその他の剰余金（任意積立金）に計上している。					

(1 株 当 り 情 報)

昭和 58 年 3 月 期		昭和 59 年 3 月 期	
1 株 当 り 純 資 産 額	165 円 75 銭	1 株 当 り 純 資 産 額	181 円 03 銭
1 株 当 り 当 期 利 益 金 額	11 円 70 銭	1 株 当 り 当 期 純 利 益 金 額	10 円 79 銭

(注) 1 株当り当期利益金額（当期純利益金額）は、昭和 58 年 3 月期は期末現在の発行済株式総数（自己株式を除く）で算出していたが、昭和 59 年 3 月期より期中平均（月別）発行済株式総数（自己株式を除く）により算出することとした。

なお、昭和 58 年 3 月期についても比較を容易にするため、同様の方法により算出すると 11 円 74 銭となる。